

岐阜県手数料納付確認書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務の手数料用)

令和8年10月1日時点

申請者										
住所氏名										
建築場所										
地名地番										
納付方法	☐ POSレジ端末【現金】					☐ POSレジ端末【キャッシュレス】				
申請の種類	☐ 新規申請 ☐ 変更申請 ☐ 軽微変更該当証明申請									
建築物の用途・区分・面積等 ※複合建築物の場合は複数選択してください	☐ 一戸建て住宅					☐ 非住宅建築物				
	☐ 共同住宅等	住戸部分	① 仕様基準	住戸数:	戸		④ 工場等	面積:	m ²	
			② 仕様・計算併用法	住戸数:	戸		⑤ モデル建物法(工場等以外)	面積:	m ²	
			③ 上記以外	住戸数:	戸		⑥ 上記以外	面積:	m ²	
			合 計	住戸数:	戸		合 計	面積:	m ²	
共用部分		面 積:		m ²	☐ 複合建築物(共同住宅等・非住宅建築物欄に住戸数・面積を記入ください)					
申請手数料	_____ 円 ※複数の区分により手数料を算出する場合は下記により算出 (複数の計算方法により評価する共同住宅等、共同住宅等の共用部分を含む評価をする共同住宅等、工場等の用途を含む非住宅建築物、複合建築物の場合)									
※算定式	☐ 共同住宅等					☐ 非住宅建築物部分				
	●住戸部分(複数の計算方法により算出する場合)					① 工場等の部分の面積より算出 _____ 円				
	① 仕様基準の住戸数より算出 _____ 円					② 非住宅部分(工場等以外)の面積より算出 _____ 円				
	② 仕様・計算併用法の住戸数より算出 _____ 円					③ ①+②を合計 _____ 円				
	③ 上記以外の計算方法の住戸数より算出 _____ 円					④ 合計面積を非住宅建築物(工場等以外)として算出 _____ 円				
	④ ①+②+③の合計額 _____ 円					[B]非住宅建築物部分の納付金額(③及び④の安価な額) _____ 円				
	⑤ 合計住戸数を③(③の計算方法により算出していない場合は②)により算出 _____ 円									
	④及び⑤の安価な額 _____ 円									
	●共用部分の面積より算出(評価する場合) _____ 円					☐ 複合建築物				
	[A]共同住宅等部分の納付金額(住戸部分と共用部分の合計金額) _____ 円					複合建築物の納付金額([A]及び[B]の合計金額) _____ 円				
	適合性判定申請					変更適合性判定申請			軽微変更該当証明申請	
区分	①仕様基準	②仕様・計算併用法	③左記以外	仕様基準	仕様・計算併用法	左記以外	仕様基準	仕様・計算併用法	左記以外	
一戸建て住宅	☐ 19,000 円	☐ 28,000 円	☐ 37,000 円	☐ 10,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円	☐ 5,000 円	☐ 7,000 円	☐ 10,000 円	
共同住宅等の住戸部分	1 戸	☐ 19,000 円	☐ 28,000 円	☐ 37,000 円	☐ 10,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円	☐ 5,000 円	☐ 7,000 円	☐ 10,000 円
	~ 5 戸	☐ 36,000 円	☐ 55,000 円	☐ 75,000 円	☐ 19,000 円	☐ 29,000 円	☐ 38,000 円	☐ 9,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円
	~ 10 戸	☐ 51,000 円	☐ 78,000 円	☐ 105,000 円	☐ 27,000 円	☐ 41,000 円	☐ 54,000 円	☐ 14,000 円	☐ 20,000 円	☐ 27,000 円
	~ 25 戸	☐ 74,000 円	☐ 110,000 円	☐ 148,000 円	☐ 40,000 円	☐ 58,000 円	☐ 77,000 円	☐ 20,000 円	☐ 29,000 円	☐ 38,000 円
	~ 50 戸	☐ 112,000 円	☐ 162,000 円	☐ 212,000 円	☐ 61,000 円	☐ 86,000 円	☐ 111,000 円	☐ 30,000 円	☐ 43,000 円	☐ 55,000 円
	~ 100 戸	☐ 169,000 円	☐ 236,000 円	☐ 305,000 円	☐ 93,000 円	☐ 127,000 円	☐ 161,000 円	☐ 47,000 円	☐ 63,000 円	☐ 80,000 円
	~ 200 戸	☐ 241,000 円	☐ 325,000 円	☐ 413,000 円	☐ 134,000 円	☐ 176,000 円	☐ 220,000 円	☐ 67,000 円	☐ 88,000 円	☐ 110,000 円
	~ 300 戸	☐ 311,000 円	☐ 426,000 円	☐ 541,000 円	☐ 173,000 円	☐ 230,000 円	☐ 288,000 円	☐ 86,000 円	☐ 115,000 円	☐ 144,000 円
301 戸~	☐ 354,000 円	☐ 490,000 円	☐ 635,000 円	☐ 196,000 円	☐ 264,000 円	☐ 336,000 円	☐ 98,000 円	☐ 132,000 円	☐ 168,000 円	
共同住宅等の共用部分	~ 300 m ²	☐	☐	☐ 118,000 円	☐	☐	☐ 60,000 円	☐	☐ 30,000 円	
	300 m ² 超	☐	☐	☐ 149,000 円	☐	☐	☐ 76,000 円	☐	☐ 38,000 円	
	~ 1,000 m ²	☐	☐	☐ 195,000 円	☐	☐	☐ 100,000 円	☐	☐ 50,000 円	
	~ 2,000 m ²	☐	☐	☐ 304,000 円	☐	☐	☐ 161,000 円	☐	☐ 80,000 円	
	2,000 m ² 超	☐	☐	☐ 390,000 円	☐	☐	☐ 209,000 円	☐	☐ 104,000 円	
	~ 5,000 m ²	☐	☐	☐ 466,000 円	☐	☐	☐ 251,000 円	☐	☐ 125,000 円	
	~ 10,000 m ²	☐	☐	☐ 543,000 円	☐	☐	☐ 293,000 円	☐	☐ 147,000 円	
	25,000 m ² 超	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	工場等	モデル建物法	左記以外	工場等	モデル建物法	左記以外	工場等	モデル建物法	左記以外	
非住宅部分	~ 300 m ²	☐ 20,000 円	☐ 94,000 円	☐ 247,000 円	☐ 11,000 円	☐ 48,000 円	☐ 124,000 円	☐ 6,000 円	☐ 24,000 円	☐ 62,000 円
	300 m ² 超	☐ 29,000 円	☐ 120,000 円	☐ 309,000 円	☐ 16,000 円	☐ 62,000 円	☐ 156,000 円	☐ 8,000 円	☐ 31,000 円	☐ 78,000 円
	~ 1,000 m ²	☐ 41,000 円	☐ 158,000 円	☐ 399,000 円	☐ 23,000 円	☐ 82,000 円	☐ 202,000 円	☐ 12,000 円	☐ 41,000 円	☐ 101,000 円
	~ 2,000 m ²	☐ 103,000 円	☐ 256,000 円	☐ 569,000 円	☐ 60,000 円	☐ 137,000 円	☐ 293,000 円	☐ 30,000 円	☐ 68,000 円	☐ 147,000 円
	2,000 m ² 超	☐ 155,000 円	☐ 334,000 円	☐ 701,000 円	☐ 91,000 円	☐ 181,000 円	☐ 364,000 円	☐ 46,000 円	☐ 90,000 円	☐ 182,000 円
	~ 5,000 m ²	☐ 193,000 円	☐ 402,000 円	☐ 829,000 円	☐ 114,000 円	☐ 218,000 円	☐ 432,000 円	☐ 57,000 円	☐ 109,000 円	☐ 216,000 円
	~ 10,000 m ²	☐ 239,000 円	☐ 471,000 円	☐ 946,000 円	☐ 141,000 円	☐ 257,000 円	☐ 495,000 円	☐ 71,000 円	☐ 129,000 円	☐ 247,000 円
	25,000 m ² 超	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	* 年 月 日			番 号	* 第 号		建築物の種類	* 1 ・ 2 ・ 3		

- 1 この納付確認書は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等の手数料を納付する際に使用するものです。
- 2 *印の欄以外は、申請者が記入してください。□には該当するものに☑印を記入してください
- 3 併用住宅は共同住宅等の住戸部分の一戸の区分により算出してください。
- 4 共同住宅等の共用部分について評価をする場合のみ、面積・手数料の算出欄に記入してください。
- 5 共同住宅等を複数の計算方法により評価する場合は、各々の計算方法により評価する住戸数に応じ算出した合計額とする。
(ただし、全体住戸数を仕様基準、仕様・計算併用法以外の欄(仕様基準・仕様計算併用法のみの場合は「仕様・計算併用法」)にて算出した額を超える場合は、当該額とする)
- 6 「工場等」とは、工場、倉庫、自動車車庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、その他これらに類する用途として知事が認めるものです。
- 7 モデル建築物法により計算を行う場合で、工場等以外の建築物の部分の床面積が、五分の一未満かつ三百平方メートル未満である場合は、全体を「工場等」の用途と見なします。
- 8 非住宅建築物のうち、「工場等」及び「工場等以外」の部分を含む複合用途の場合は、各々の面積に応じ算出した合計の額とする。
(ただし、全体面積を「工場等以外」の欄にて算出した額を超える場合は、当該額とする。)
- 9 複合建築物の場合は、共同住宅等の部分の住戸数等により算出した金額に非住宅建築物の部分の面積により算出した金額を加算してください。
- 10 法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物については、この納付確認書は使用できません。